

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
5 費用設定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所得にかかわりなく一定の質の保育を保障するため、保育の<u>価格</u>（公費による補助額+利用者負担額）を公定。【公定価格】 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者が自由に価格を設定。
6 給付方法（補助方式）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度を維持。 (市町村が保育所に月単位で運営費を支払い、市町村が利用者から保育料徴収。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が利用者に対する給付義務を負うが、実務上は市町村が保育所に対して支払い（代理受領）。利用量（必要量）に応じた単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮。 ○ 保育料徴収は、保育所が行うことを基本としつつ、未納があつても子どもの保育が確保されるよう、また、事業者への影響に配慮した方策（市町村の関与等）をさらに検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が利用者へバウチャーを支給（直接補助）。 ○ 利用者が、一定額のバウチャーに自己負担を上乗せし、市中の事業者に支払い。
7 認可保育所の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援するため、保育を直接受けける子どもの視点をいかに担保できるかという視点に立って、保育の質の維持・向上を図っていくことが必要。 その上で、保育の質を考える上では、子どもとともに親が成長することの支援、子どもと親が地域社会とのつながりを強める場としての機能、保護者と保育所がともに子どものことを考える環境、保護者の満足感等の視点も重要。 ○ 認可保育所は、保育を必要とする子どもの健やかな育ちを支援する場の要であり、今後とも、その「質」を確保しながら「量」の拡充を図っていくことが必要。 ○ 親支援の必要性、障害児の受け入れの増加、一人親家庭の増加等、家庭環境の変化等に伴って保育所に求められる役割や、専門性の高まり等に対応した<u>保育の質の向上</u>（職員配置、保育士の待遇、専門性の確保等）について、財源確保と併せてさらに検討。 ○ 施設長や保育士に対する研修の<u>制度的保障</u>の強化や、実務経験と研修受講を通じて<u>ステップアップが図れる仕組み</u>（専門性ある保育士や、現場の保育士を指導助言する役割など）について、また、研修の受講を可能とするためにも<u>配置基準の見直し</u>について、財源確保と併せてさらに検討。 ○ さらに、実務経験と研修受講を通じ<u>ステップアップした者の配置</u>に関しては、給付において評価する等により、<u>待遇改善</u>を併せて進めていくことについて、財源確保と併せてさらに検討。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 競争（市場において選択されない事業者の撤退）により、質の確保を図る。
8 認可外保育施設の質の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低基準を満たした施設を給付対象とすることを基本。 ○ 認可外保育施設に対しては、<u>指導強化</u>により対応すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認可外保育施設を現に利用している子どもを含め、すべての子どもに健やかな育ちを保障する観点から、<u>最低基準への到達</u>に向け、<u>一定水準以上の施設</u>に対して、<u>一定期間の経過的な財政支援</u>が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認可・認可外を問わず、バウチャーを充当可。
9 地域の保育機能の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模サービス類型の創設、多機能型の支援などによる地域の核としての役割を支援。 ○ 人口減少地域の実情に応じ、保育所が担ってきた機能のあり方について、認定こども園の活用も含め、さらに検討。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 需要に見合った最適なサービス提供が市場を通じてなされることに期待。